

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年12月23日

静岡県知事 鈴木康友

1 通知の要旨

令和7年11月28日静岡県告示第751号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
斎藤康之	静岡市葵区西又池ノ沢1909の1	静岡市役所
杉山美代子	静岡市葵区北沼上蛭沢785の351	静岡市役所
杉山豊	静岡市葵区北沼上蛭沢785の351	静岡市役所
太田清	静岡市葵区北沼上蛭沢785の410	静岡市役所